

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設コンサルタント等業務(横手市建設コンサルタント等業務参加者資格審査要綱(平成17年横手市告示第13号。以下「要綱」という。)別表の業務をいう。以下同じ。)に参加することができる共同企業体(以下「共同企業体」という。)の資格審査その他共同企業体に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の原則)

第2条 市が発注する建設コンサルタント等業務は、単体企業への発注を基本とするが、技術力の結集等により効果的な履行が確保できると認められる適正な範囲で、共同企業体を活用することができる。

(対象業務)

第3条 共同企業体に発注することができる建設コンサルタント等業務は、業務の規模、性格等に照らし合わせて、市長が必要と認める業務とする。

(構成員の数、組合せ及び資格等)

第4条 共同企業体の構成員の数、組合せ、資格等は、次のとおりとする。

- (1) 構成員の数は、2者とする。ただし、特に大規模であって、技術力を結集する必要があると認められる業務等については、3者以上とすることができる。
- (2) 構成員の組合せは、本市の入札参加有資格者名簿に登録された者のみによるものとする。
- (3) 構成員は、発注する業務に対応する業務種別について、本市の入札参加資格登録がなされているものとする。
- (4) 結成方法は、自主結成とする。ただし、市長が必要と認めるときは、予備指名の方法によることができる。

2 出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は、次のとおりとする。

- (1) 2者 30パーセント以上
- (2) 3者 20パーセント以上
- (3) 4者 15パーセント以上

3 代表者は円滑な共同履行を確保するため履行能力の大きい者とし、その出資比率は構成員のうち最大でなければならない。

(入札参加資格申請)

第5条 共同企業体を結成し、競争入札に参加を希望する者は、共同企業体入札参加資格申請書(様式第1号)に共同企業体協定書(様式第2号)を添付して、資格審査を申請しなければならない。

2 前項の資格審査は、要綱に基づき行う。

(入札書)

第6条 共同企業体の代表者は、競争入札における共同企業体の入札書に記名押印しなければならない。

(契約書)

第7条 共同企業体の代表者及び構成員の代表者は、業務委託契約書に記名押印しなければならない。

(代表者の権能)

第8条 業務の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(共同企業体の特例)

第9条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に定める基準によって結成された共同企業体を活用することができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則(令和4年3月15日告示第24号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

横手市長 様

共同企業体の名称

共同企業体の住所・名称及び代表者の氏名

共同企業体構成員の住所・名称及び代表者の氏名

(必要に応じて欄を追加すること。)

今般、連帯責任によって の共同請負をするため、 を  
代表者とする 共同企業体を結成したので、共同企業体で横手市が発  
注する建設コンサルタント等業務の競争入札に参加したく、次の書類を添えて入札参加資  
格審査の申請をします。

なお、この申請書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約しま  
す。

添付資料

- 1 共同企業体協定書
- 2 委任状
- 3 使用印鑑届
- 4 その他必要とされる書類

別紙

その1

委 任 状

受任者所在地

商号(名称)

職・氏名



を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 横手市が行う(業務名)請負に関し、入札(見積)・契約行為並びに代金の請求及び受領  
に関する一切の件
- 2 復代理人選任の件

年 月 日

横手市長様

所在地

商号(名称)

代表者



(必要に応じて欄を増やして使用すること。)

別紙  
その2

使用印鑑届

横手市における入札(見積)、契約行為並びに代金の請求及び受領のため、次の印鑑を使用したいので届出します。

年 月 日



横手市長様

所在地

商号(名称)

代表者又は  
受任者氏名





共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1） 横手市発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- （2） 前号に附帯する業務

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を横手市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、当企業体に係る本業務の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することが出来る。
- 3 前項の規定にかかわらず、本業務を受託することが出来なかつたときは、企業体は、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

- |               |      |
|---------------|------|
| 秋田県横手市〇〇町〇〇番地 | 〇〇会社 |
| 秋田県横手市〇〇町〇〇番地 | 〇〇会社 |

（代表者の名称）

第6条 企業体は、〇〇会社（代表者氏名）を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 企業体の代表者は、本業務の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うこと

を名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 企業体の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について発注者と契約内容の変更があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- |      |     |
|------|-----|
| 〇〇会社 | 〇〇% |
| 〇〇会社 | 〇〇% |

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の企業体の運営に関する基本的な事項について協議の上決定し、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、本業務の請負業務の履行及びその他の本業務の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の口座を開設して取引するものとする。

の加口預金口座によつて取り替へるものとする。

(決算)

第12条 企業体は、本業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の場合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務期間における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務期間中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益分の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが本業務期間中において破産し、又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第 18 条 企業体が解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇会社外〇者は、上記のとおり〇〇共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

秋田県横手市〇〇町〇〇番地

〇〇会社

代表取締役

Ⓜ

秋田県横手市〇〇町〇〇番地

〇〇会社

代表取締役

Ⓜ